

定款施行細則

第1章 評議員の選出

第1条 評議員の選出は、当法人定款によるほかはこの定款施行細則（以下「細則」とする）にしたがい、評議員選出委員会（以下「選出委員会」とする）の審査によって行う。

2 評議員総数は、全正会員のうち、100名程度とする。

第2条 評議員になるための審査を受けようとする者は、当該審査の行われる年の4月末日現在において、細則第13条の諸条件をすべて具備していなければならない。

第3条 代表理事は、評議員の選出が行われる年の4月末日までに、次の各号に定める事項を公示するものとする。

- (1) 選出する評議員の総数
- (2) 評議員候補者が提出する審査申請書の交付請求締切期日
- (3) 前号の申請書の受理締切期日

第4条 評議員になるため審査を受けようとする者は、別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

第2章 評議員選出委員会の構成

第5条 選出委員会は、次の各号によって選出された評議員選出委員（以下「選出委員」とする）をもって構成する。

- 一 理事 3名
- 二 理事以外の評議員 4名

2 選出委員は、審査前年中の理事会において選出し、代表理事がこれを委嘱する。

第6条 選出委員会の委員長は、理事の中から選出し、代表理事が委嘱する。

第7条 選出委員の任期は4年とする。

- 2 選出委員の再任は妨げないが、選出委員の半数は新任とすることを原則とする。
- 3 選出委員に欠員が生じたときには、理事会の議を経てこれを選出補充するものとする。

第3章 評議員選出の手順

第8条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

- 一 代表理事は、選出委員会を招集する。
- 二 選出委員会の議長は、委員長とする。
- 三 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。なお、書面による意思表示は、出席とは認めない。

四 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

五 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名が署名して事務局に保管する。

六 選出委員会の議事は、公開しない。

第 9 条 選出委員会は審査の結果を代表理事に報告し、代表理事は審査結果承認を理事会に諮り、その承認決議をもって評議員の選出とする。

2 代表理事は、理事会の決議後速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知する。

第 10 条 評議員再任候補者も、細則第 8 条乃至第 9 条の審査手続にしたがうものとする。

第 11 条 評議員の任期は、評議員選出後最初に到来する定時社員総会当日から、4 年以内の最終の事業年度にかかる定時社員総会の前日までとする。任期満了前に退任した評議員の補欠として、又は増員により選任された評議員の任期は在任者の任期の残存期間と同一とする。

第 12 条 評議員の選出に関して疑義が生じたときは、理事会の審議・決定にしたがうものとする。

第 13 条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。

一 引き続き 5 年以上当法人の会員であることを原則とし、かつ会費を完納していること。

二 最近 5 年間に救急看護に関する十分な業績のあること。なお、業績の中に当法人学術集会発表や機関誌掲載論文を含むことが望ましい。

三 評議員 2 名の推薦があること。ただし評議員再任候補者については推薦を必要としない。

四 正当な理由なくして連続 2 年間にわたり定時社員総会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。

2 前項の規定にかかわらず、その他理事会が認める者も評議員候補者となることができる。

第 4 章 理事及び監事の選出・選任

第 14 条 理事及び監事の選出は、当法人定款によるほかは、この細則によって行う。

第 15 条 理事及び監事となる者は、評議員（社員）でなければならない。

第 16 条 社員総会において選任される理事の候補者は、社員の投票によって選出される選挙理事候補 7 名及び理事会によって推薦される非選挙理事候補 6 名以内とする。

第 17 条 選挙理事候補の選出は社員の投票による。得票数の多い順に上位 7 名が選挙理事候補となる。

第 18 条 非選挙理事候補は、選挙理事候補の選挙 2 カ月前までに理事会において決定し、選挙理事候補投票用紙交付時に社員に対し公表されなければならない。

第 19 条 選挙理事候補及び非選挙理事候補は、社員総会において選任され理事となる。

第 20 条 監事候補は評議員 5 名以上の推薦のあった者とし、定員を超えた場合には社員の投票により、獲得票数の多い順に上位二名が監事候補となる。監事候補は社員総会において選任され監事となる。

第 5 章 選挙管理委員会

第 21 条 代表理事は、理事及び監事の選挙を公正かつ円滑に執行するため、選挙管理委員会を選挙実施予定日の 1 年前に招集する。

第 22 条 選挙管理委員会の委員は、評議員（社員）の中から理事会の推薦があった者を指名する

- 2 選挙管理委員は 3 名以内とする
- 3 委員長は委員の互選とする

第 23 条 選挙管理委員会の任務は、次の通りとする。

- 一 選挙人の確認に関する事
- 二 選挙用紙の交付に関する事
- 三 選挙結果の確認に関する事
- 四 開票及び集計に関する事
- 五 投票の有効性に関する事

2 選挙管理委員は、前項各号の任務完了をもってその職務を終わるものとする。

第 24 条 選挙管理委員会は、開票結果を速やかに代表理事に報告する。

第 25 条 代表理事は、前条の報告に基づき、これを社員に告示しなければならない。

第 6 章 会費

第 26 条 当法人の会費年額は、次のとおりとする。

- 一 会費

正会員	10,000 円
賛助会員	1 口 50,000 円（何口でも可）
- 二 名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 三 理事会で休会を承認された者は、会費の納入を要しない。

第 7 章 学会発表及び論文投稿について

第 27 条 学会発表及び機関誌への論文投稿については、原則として会員に限る。なお、共同演者及び共著者も同様とする。

第 8 章 細則の変更

第 28 条 この細則の改正は、社員総会の決議を経て、会員総会に報告しなければならない。

第 9 章 附 則

第 29 条 設立時社員を除く本法人の前身である任意団体「日本救急看護学会」の評議員は、本法人の成立後に「一般社団法人日本救急看護学会」の評議員（社員）となる。

第 30 条 本法人設立時社員および前条の評議員の任期は、第 11 条の規定にかかわらず、平成 23 年に開催される定時社員総会の前日までとする。

- 2 平成 22 年 12 月までに増員された評議員の任期については、他の在任評議員の残存期間と同一とする。